



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 公安委員会規則		
*2 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則	 1
*3 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則	 1
○ 告示		
331 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	8
332 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	11
333 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(").....	11
334 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	12
335 小池下土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	12
336 基本測量の終了	(技術調査課).....	13
337 道路の区域変更	(道路保全課).....	13
338 道路の供用開始	(").....	13
○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示		
1 さわらの漁業	 14

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第40条中「2課」を「3課」に、「警備課」を「警備課
警衛対策課」に改める。

第42条の2の次に次の1条を加える。

第42条の3 警衛対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 第70回国民体育大会、第15回全国障害者スポーツ大会及び平成27年度全国高等学校総合体育大会(以下「国体等」という。)の開催に伴う警衛警備方針の策定及びその実施に関すること。
- (2) 国体等の開催に伴う警衛に関すること。
- (3) 国体等の開催に伴う関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県橋本警察署の部中島警察官駐在所（橋本市隅田町中島）の項中「あやの台一丁目」を「赤塚、あやの台一丁目」に改め、「あやの台三丁目」の次に「、上田、北宿」を、「紀ノ光台一丁目」の次に「、恋野、須河」を、「隅田町真土」の次に「、只野、谷奥深、中道、彦谷、南宿、向副、横座」を加え、同部赤塚警察官駐在所（橋本市赤塚）の項を削り、同表和歌山県かつらぎ警察署の部を次のように改める。

和歌山県 かつらぎ警察署	笠田交番 (伊都郡かつらぎ町大字笠田東)	かつらぎ町のうち 移、大畑、笠田中、笠田東、窪、佐野、新田、背ノ山、平、高田、滝、中飯降、西飯降、萩原、東谷、広浦、広口、短野、妙寺
	高野口交番 (橋本市高野口町名古屋)	橋本市のうち 高野口町大野、高野口町小田、高野口町上中、高野口町九重、高野口町嵯峨谷、高野口町下中、高野口町竹尾、高野口町名倉、高野口町名古屋、高野口町向島
	三谷警察官駐在所 (伊都郡かつらぎ町大字三谷)	かつらぎ町のうち 兄井、上天野、教良寺、神田、下天野、寺尾、三谷、山崎
	大谷警察官駐在所 (伊都郡かつらぎ町大字大谷)	かつらぎ町のうち 蛭子、大谷、大藪、柏木、丁ノ町
	東渋田警察官駐在所 (伊都郡かつらぎ町大字東渋田)	かつらぎ町のうち 御所、志賀、島、新城、西渋田、東渋田、日高、平沼田、星川、星山、宮本
	花園警察官駐在所 (伊都郡かつらぎ町大字花園築瀬)	かつらぎ町のうち 花園新子、花園池之窪、花園北寺、花園久木、花園中南、花園築瀬
	伏原警察官駐在所 (橋本市高野口町伏原)	橋本市のうち 高野口町応其、高野口町田原、高野口町伏原

別表第1和歌山県海南警察署の部を次のように改める。

和歌山	船尾交番 (海南市船尾)	海南市のうち 岡田の一部、黒江、日方 の一部、船尾
-----	-----------------	---------------------------------

県
海
南
警
察
署

	和歌山市のうち 毛見の一部
海南駅前交番 (海南市名高)	海南市のうち 井田の一部、大野中の一 部、築地、名高、馬場町一 丁目、馬場町二丁目、馬場 町三丁目、日方の一部、山 崎町一丁目、山崎町二丁 目、山崎町三丁目
下津交番 (海南市下津 町下津)	海南市のうち 下津町小原、下津町上の 一部、下津町蝶川、下津町 小畑、下津町下津
野上交番 (海草郡紀美 野町動木)	紀美野町のうち 梅本、奥佐々、坂本、柴 目、下佐々、小畑、動木、 中田、長谷、福井、吉野
藤白警察官駐 在所 (海南市藤 白)	海南市のうち 冷水、鳥居、藤白
大野中警察官 駐在所 (海南市大野 中)	海南市のうち 井田の一部、大野中の一 部、幡川、南赤坂、山田
且来警察官駐 在所 (海南市且 来)	海南市のうち 且来、多田、岡田の一 部、小野田の一部、北赤坂 来)
阪井警察官駐 在所 (海南市阪 井)	海南市のうち 小野田の一部、扱沢、阪 井、重根、東畑、別所
原野警察官駐 在所 (海南市原 野)	海南市のうち 下津野、高津、七山、野 尻、原野、別院、孟子
野上中警察官 駐在所 (海南市野上 中)	海南市のうち 赤沼、海老谷、沖野々、 上谷、木津、九品寺、次ヶ 谷、野上新、野上中、ひや 水、溝ノ口、椋木
加茂郷警察官 駐在所 (海南市下津 町黒田)	海南市のうち 下津町黒田、下津町小南 の一部、下津町塩津、下津 町下、下津町丸田の一部
方警察官駐在 所 (海南市下津 町方)	海南市のうち 下津町大崎、下津町方、 下津町上の一部、下津町丸 田の一部、下津町丁
橋本警察官駐 在所 (海南市下津	海南市のうち 下津町青枝、下津町市 坪、下津町梅田、下津町大

町橋本)	窪、下津町興、下津町笠畑、下津町橋本、下津町沓掛、下津町小松原、下津町小南の一部、下津町曾根田、下津町中、下津町引尾、下津町百垣内
神野市場警察官駐在所 (海草郡紀美野町神野市場)	紀美野町のうち 赤木、上ヶ井、大角、桂瀬、鎌滝、神野市場、高畑、津川、永谷、野中、樋下、福田、三尾川、南畑、明添、箕六、安井
毛原宮警察官駐在所 (海草郡紀美野町毛原宮)	紀美野町のうち 今西、毛原上、毛原下、毛原中、毛原宮、小西、菅沢、田、滝ノ川、谷、中、長谷宮、松ヶ峯
真国宮警察官駐在所 (海草郡紀美野町真国宮)	紀美野町のうち 井堰、初生谷、円明寺、勝谷、釜滝、北野、国木原、西野、花野原、東野、真国宮、松瀬、藁垣内、藁津呂、四郷

別表第1和歌山県湯浅警察署の部を次のように改める。

和歌山県湯浅警察署	湯浅駅前交番 (有田郡湯浅町大字湯浅)	湯浅町
	吉備交番 (有田郡有田川町大字天満)	有田川町のうち 植野、奥、小島、垣倉、熊井、下津野、庄、天満、徳田、西丹生図、野田、土生、東丹生図、水尻、明王寺、吉見
	金屋交番 (有田郡有田川町大字金屋)	有田川町のうち 市場、糸川、糸野、宇井苔、小川の一部、金屋、釜中、上六川、歓喜寺、黒松、下六川、修理川、中井原、中野、丹生、長谷川、伏羊、松原、吉原
	広警察官駐在所 (有田郡広川町大字広)	広川町のうち 広、和田
	上中野警察官駐在所 (有田郡広川町大字上中野)	広川町のうち 井関、上津木、上中野、唐尾、河瀬、下津木、殿、名島、西広、東中、前田、南金屋、柳瀬、山本
	長田警察官駐在所 (有田郡有田川町大字長田)	有田川町のうち 出、井口、大賀畑、大谷、尾中、賢、上中島、角、田口、田角、長田、長谷、船坂

吉田警察官駐在所 (有田郡有田川町大字小川)	有田川町のうち 青田、有原、生石、大 藪、大西、小川の一部、尾 上、小原、瀬井、中、中 峯、西ヶ峯、沼田、延坂、 彦ヶ瀬、本堂
粟生警察官駐在所 (有田郡有田川町大字粟生)	有田川町のうち 粟生、岩野河、川口、川 合、北野川、立石、谷、中 原、二澤
二川警察官駐在所 (有田郡有田川町大字二川)	有田川町のうち 楠本、境川、遠井、沼、 東大谷、日物川、二川、三 瀬川
清水警察官駐在所 (有田郡有田川町大字清水)	有田川町のうち 板尾、井谷、大蔵、押 手、上湯川、久野原、清 水、下湯川、杉野原、沼 谷、三田、宮川

別表第1和歌山県御坊警察署の部由良警察官駐在所(日高郡由良町大字里)の項中「江ノ駒」の次に「、大引、神谷」を、「畑」の次に「、吹井」を加え、同部吹井警察官駐在所(日高郡由良町大字吹井)の項を削り、同表和歌山県田辺警察署の部を次のように改める。

和歌山県田辺警察署	明洋交番 (田辺市上の山)	田辺市のうち 稲成町、上の山一丁目、 上の山二丁目、江川、上芳 養、天神崎、中芳養、芳養 町、芳養松原一丁目、芳養 松原二丁目、古尾、むつ み、明洋一丁目、明洋二丁 目、明洋三丁目、目良、元 町
	田辺駅前交番 (田辺市湊)	田辺市のうち 磯間、今福町、扇ヶ浜、 片町、上屋敷一丁目、上屋 敷二丁目、上屋敷三丁目、 北新町、紺屋町、栄町、下 屋敷町、新屋敷町、未広 町、高雄一丁目、高雄二丁 目、高雄三丁目、中屋敷 町、福路町、宝来町、本 町、神子浜一丁目、神子浜 二丁目、湊、南新町、文里 一丁目、文里二丁目
	新万交番 (田辺市新万)	田辺市のうち あけぼの、朝日ヶ丘、上 野、学園、上万呂、上三 栖、下万呂、下三栖、城山 台、新庄町の一部、新万、 長野、中万呂、中三栖、東 山一丁目、東山二丁目、伏 菟野、南新万
	みなべ交番	みなべ町のうち

(日高郡みなべ町北道)	気佐藤、北道、堺、芝、西岩代、埴田、東岩代、東吉田、南道、山内
新庄警察官駐在所 (田辺市新庄町)	田辺市のうち 神島台、新庄町の一部、たきない町
上秋津警察官駐在所 (田辺市上秋津)	田辺市のうち 秋津川、秋津町、上秋津
鮎川警察官駐在所 (田辺市鮎川)	田辺市のうち 鮎川
合川警察官駐在所 (田辺市合川)	田辺市のうち 熊野、九川、串、合川、小谷、五味、木守、佐田、下川上、下川下、下露、竹ノ平、谷野口、長瀬、中ノ俣、西大谷、原、東伏菟野、平瀬、深谷、古屋、向山、面川、和田
福井警察官駐在所 (田辺市龍神村福井)	田辺市のうち 龍神村小家、龍神村甲斐ノ川、龍神村福井
湯本警察官駐在所 (田辺市龍神村湯ノ又)	田辺市のうち 龍神村小又川、龍神村廣井原、龍神村三ッ又、龍神村湯ノ又、龍神村龍神
西警察官駐在所 (田辺市龍神村西)	田辺市のうち 龍神村殿原、龍神村西、龍神村丹生ノ川、龍神村東、龍神村宮代、龍神村安井、龍神村柳瀬
栗栖川警察官駐在所 (田辺市中辺路町栗栖川)	田辺市のうち 中辺路町石船、中辺路町内井川、中辺路町大川、中辺路町川合、中辺路町熊野川、中辺路町栗栖川、中辺路町小皆、中辺路町小松原、中辺路町澤、中辺路町高原、中辺路町西谷、中辺路町温川、中辺路町兵生、中辺路町福定、中辺路町北郡、中辺路町真砂、中辺路町水上
近露警察官駐在所 (田辺市中辺路町近露)	田辺市のうち 中辺路町大内川、中辺路町近露、中辺路町道湯川、中辺路町野中
朝来警察官駐在所 (西牟婁郡上)	上富田町のうち 朝来、生馬、岩崎、南紀の台

	富田町朝来)	
	岩田警察官駐在所 (西牟婁郡上富田町岩田)	上富田町のうち 市ノ瀬、岩田、岡、下鮎川
	西本庄警察官駐在所 (日高郡みなべ町西本庄)	みなべ町のうち 晩稲、熊岡、熊瀬川、筋、谷口、徳蔵、西本庄、東本庄
	清川警察官駐在所 (日高郡みなべ町清川)	みなべ町のうち 市井川、清川、島之瀬、高野、滝、土井、東神野川、広野
本宮幹部交番 (田辺市本宮町本宮260番地の1)	本宮受持 (田辺市本宮町本宮)	田辺市のうち 本宮町本宮
	請川警察官駐在所 (田辺市本宮町請川)	田辺市のうち 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町上大野、本宮町小津荷、本宮町静川、本宮町高山、本宮町田代、本宮町東和田、本宮町皆瀬川、本宮町養尾谷、本宮町耳打
	湯峯警察官駐在所 (田辺市本宮町渡瀬)	田辺市のうち 本宮町大瀬、本宮町久保野、本宮町小々森、本宮町下湯川、本宮町野竹、本宮町檜葉、本宮町武住、本宮町平治川、本宮町曲川、本宮町皆地、本宮町湯峯、本宮町渡瀬
	伏拝警察官駐在所 (田辺市本宮町伏拝)	田辺市のうち 本宮町一本松、本宮町大居、本宮町上切原、本宮町切畑、本宮町土河屋、本宮町伏拝、本宮町三越

別表第1和歌山県串本警察署の部を次のように改める。

和歌山県串本警察署	署所在地受持 (東牟婁郡串本町串本)	串本町のうち 鬮野川、串本、サンゴ台
	古座交番 (東牟婁郡串本町西向)	串本町のうち 伊串、上野山、上田原、古座、神野川、佐部、田原、津荷、中湊、西向、姫、姫川、古田
	潮岬警察官駐在所 (東牟婁郡串本町潮岬)	串本町のうち 出雲、潮岬
	田並警察官駐在所 (東牟婁郡串本町田並)	串本町のうち 有田、有田上、江田、高富、田並、田並上、二色、

	本町田並)	吐生
	和深警察官駐在所 (東牟婁郡串本町和深)	串本町のうち 里川、田子、和深
	大島警察官駐在所 (東牟婁郡串本町大島)	串本町のうち 大島、檜野、須江
	高池警察官駐在所 (東牟婁郡古座川町高池)	古座川町のうち 相瀬、池野山、一雨、宇津木、宇筒井、潤野、大桑、大柳、檜山、川口、楠、小川、小森川、高池、高瀬、田川、立合、立合川、月野瀬、鶴川、中崎、西赤木、直見、美里、峯、明神、山手
	佐田警察官駐在所 (東牟婁郡古座川町佐田)	古座川町のうち 洞尾、大川、蔵土、佐田、下露、添野川、長追、南平、成川、西川、平井、松根、真砂、三尾川
すさみ幹部交番 (西牟婁郡すさみ町周参見4581番地の15)	すさみ受持 (西牟婁郡すさみ町周参見)	すさみ町のうち 大附、小河内、柿垣内、口和深、小附、周参見、太間川、矢ヶ谷、矢野口、和深川
	江住警察官駐在所 (西牟婁郡すさみ町江住)	すさみ町のうち 江住、大鎌、大谷、黒野、佐本追川、佐本中、佐本中野、佐本西栗垣内、佐本西野川、佐本根倉、佐本東栗垣内、佐本平野、佐本深谷、防己、見老津

別表第2和歌山県橋本警察署の項を次のように改める。

和歌山県橋本警察署	岸上検問所	橋本市野
	御幸辻警察官連絡所	橋本市御幸辻
	赤塚警察官連絡所	橋本市赤塚

別表第2和歌山県和歌山西警察署の項の次に次のように加える。

和歌山県田辺警察署	大浜警察官連絡所	田辺市上屋敷
	中三栖警察官連絡所	田辺市中三栖

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第331号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可

の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県有田市箕島663番地
 名称 三菱電線工業株式会社
 氏名 箕島製作所 所長 竹内英雄

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県有田市箕島663番地
 名称 三菱電線工業株式会社箕島製作所

(3) 特定施設に関する事項

別表1-1及び1-2のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年3月22日から平成25年4月12日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び有田市役所

別表1-1

種 類	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
基 数	1		1		1	
能 力	3面/時間		3面/時間		3面/時間	
工事着手予定年月日	既設		既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設		既設	
使用開始予定年月日	許可後		許可後		許可後	
使用時間間隔	8時～16時45分		8時～16時45分		8時～16時45分	
1日当たりの使用時間	7時間45分		7時間45分		7時間45分	
使用の季節的変動	なし		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常	最大	通常	最大	通常	最大
pH	11-14	11-14	11-14	11-14	11-14	11-14
COD(mg/ℓ)	1100	1100	1100	1100	1100	1100
SS(mg/ℓ)	50	80	50	80	50	80
n-Hex(mg/ℓ)	8	12	8	12	8	12
T-N(mg/ℓ)	20	30	20	30	20	30

	T-P(mg/ℓ)	2	3	2	3	2	3
	大腸菌群数(個/cm ³)	<3000	<3000	<3000	<3000	<3000	<3000
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)		2	3	2	2	1.9	2.9

別表1-2

種 類	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
基 数	1		4	
能 力	4面/日		1面/日	
工事着手予定年月日	既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	8時～16時45分		8時～16時45分	
1日当たりの使用時間	7時間45分		7時間45分	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常	最大	通常	最大
	pH	11-14	11-14	11-14
	COD(mg/ℓ)	1100	1100	1100
	SS(mg/ℓ)	50	80	50
	n-Hex(mg/ℓ)	8	12	8
	T-N(mg/ℓ)	20	30	20
	T-P(mg/ℓ)	2	3	2
	大腸菌群数(個/cm ³)	<3000	<3000	<3000
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	産廃処理	産廃処理	0.1	0.1

別表2

種 類 及 び 型 式	排水処理施設			
構 造	ポリエチレン他			
主 要 寸 法	8×20×5 (h) m			
能 力	18m ³ /日			
汚水等の処理方式	回分式活性汚泥方式			
工事着手予定年月日	既設			
工事完成予定年月日	既設			
使用開始予定年月日	許可後			
使用時間間隔	連続			
1日当たりの使用時間	24時間			
使用の季節的変動	なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後

	pH	11-14	5.8-8.6	11-14	5.8-8.6
	COD(mg/ℓ)	620	25	650	30
	SS(mg/ℓ)	30	20	50	40
	n-Hex(mg/ℓ)	5	4	8	6
	T-N(mg/ℓ)	15	10	25	15
	T-P(mg/ℓ)	1.5	1	2.5	1.5
	大腸菌群数(個/cm ³)	<3000	<3000	<3000	<3000
当該汚水等の1日当たりの通常 及び最大の量(m ³ /日)		10.9	11	13.9	18

別表3

		排水口9		排水口11	
		通常	最大	通常	最大
排出水の量(m ³ /日)		1850	1900	550	600
排出水の汚 染状態	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	COD(mg/ℓ)	5.3	10.2	5	10
	SS(mg/ℓ)	10.1	20.1	10	20
	n-Hex(mg/ℓ)	2.1	3.2	2	3
	T-N(mg/ℓ)	1.3	3.3	1	3
	T-P(mg/ℓ)	1	1	1	1
	大腸菌群数(個/cm ³)	<3000	<3000	<3000	<3000

和歌山県告示第332号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072300589	南紀プロパンガス株式会社	南紀プロパンガス株式会社	新宮市清水元一丁目1番9号	福祉用具貸与	平成25.2.1	平成31.1.31

和歌山県告示第333号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800373	株式会社ふれんど	ケアプランセンター青空	岩出市岡田844-1	居宅介護支援	平成25.2.1	平成31.1.31
3071601177	合同会社木花	居宅介護支援事業所 おくらまち	有田郡湯浅町湯浅中町 456番地	居宅介護支援	平成25.2.1	平成31.1.31

30716011 85	有限会社ポラリス	居宅介護支援事業所 シリウス	有田郡有田川町下津野 1552-3	居宅介護支援	平成 25.3.1	平成 31.2.28
30715005 69	あんしん有限会社	あんしん有限会社	有田市初島町里1349番 地の3	居宅介護支援	平成 25.3.1	平成 31.2.28
30725008 08	合同会社明神介護	明神介護サービス	東牟婁郡古座川町明神 459	居宅介護支援	平成 25.3.1	平成 31.2.28

和歌山県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日
30718003 65	株式会社ふれんど	訪問介護ステーション 元気	岩出市岡田844-1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 25.2.1	平成 31.1.31
30718003 81	株式会社ふれんど	デイサービスしあわせ	岩出市岡田844-1	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 25.2.1	平成 31.1.31
30715005 44	株式会社アイランド フィールズ	デイサービスびっく りOrange	有田市初島町里字水越 1923-1	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 25.2.1	平成 31.1.31
30715005 51	株式会社あおば	訪問介護事業所あ おば	有田市宮崎町293-1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 25.3.1	平成 31.2.28
30723006 96	株式会社よろこび	介護センターよろこ び	新宮市蜂伏9番26号	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 25.3.1	平成 31.2.28
30723007 04	株式会社こころ	介護センターこころ	新宮市清水元2丁目2番 18号	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 25.3.1	平成 31.2.28
30725008 24	特定非営利活動法人 心愛	心愛ケア	東牟婁郡串本町古田61 1番地4	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 25.3.1	平成 31.2.28
30624901 01	社会福祉法人和歌山 県福祉事業団	訪問看護ステーション すてっぷ	西牟婁郡上富田町岩田 1776-1	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平成 25.3.1	平成 31.2.28

和歌山県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小池下土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員（平成24年11月23日退任）

職名 氏 名 住 所
理事 池上芳宏 和歌山市黒岩506番地

和歌山県告示第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成24年7月2日から平成25年3月1日まで
- 3 作業地域 橋本市、田辺市、新宮市、伊都郡高野町、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡印南町、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町

和歌山県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字生石字丸山尾1359番1地先から同町大字生石字徳図谷1173番1地先まで	旧	5.20 ） 12.20	305.50	
同上	新	7.10 ） 32.00	295.70	

和歌山県告示第338号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 生石公園線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字生石字丸山尾1359番1地先から同町大字生石字徳図谷1173番1地先まで

供用開始の期日 平成25年3月22日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成25年3月22日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長
榎 本 秀 春

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

平成25年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。